

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第三十二号（令和二年十二月二十八日）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに環境省の所管する関係法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）の項の次に次のように加える。

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）	第九条第九号
----------------------------------	--------

別表第一の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の項中「第十三条の十二第一項」を「第六条の十九第二項、第十条の七第一号ニ及びへ並びに第十三条の十二第一項」に改める。

別表第一に次のように加える。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）	第二十三条第一項第四号ハ及び第五十七条第二号
---	------------------------

別表第二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「及び第十三条の八」を「、第十三条の八及び第二十一条の三第三項」に改める。別表第二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の項中「及び第十三条の十二第一項」を「、第十条の七第一号ハ及びホ並びに第十三条の十二第一項」に改める。

別表第二に次のように加える。

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十七年環境省令第四号）	第二条第二号ロ及び第三号ハ、第四条第二号ロ及び第三号ハ並びに第五条第二号ロ及び第三号ハ
---	---

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項、	第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とす

別表第一（第三条関係）

大気汚染防止法 （昭和四十三年法律第九十七号）	第十八条の十五第三項及び第十八条の二十三第一項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十七号）	（略）
（略）	（略）
水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）	（略）
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）	第十六条の十五第二項及び第十六条の十六
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

（新規）	（新規）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和四十五年法律第百三十七号）	（略）
（略）	（略）
水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）	（略）
（新規）	（新規）
（略）	（略）

第六条の表を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）	第十六条の十六第二項及び第十六条の十七	大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）	第十六条の十五第二項及び第十六条の十六
（略）	（略）	（略）	（略）